

通達甲（副監. 生. 総. ス規1）第22号

平成30年12月27日

存 続 期 間

部長、参事官  
各 殿  
所 属 長

副 総 監

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の運用について

このたび、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）の運用について定め、平成31年1月1日から次により実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

おって、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の運用について（平成20年4月30日通達甲（生. 総. ス規）第3号）は、廃止する。

記

## 第1 相談の受理等

### 1 相談の受理

(1) 職員は、次に掲げる者（以下「配偶者等」という。）からの暴力（身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。）について相談（以下「相談」という。）があった場合は、事案の内容、経過等必要な事項について所属長に速報するとともに、人身安全対策課長（人身安全関連事案事態対処チーム（以下「事態対処チーム」という。）経由）に速報するものとする。この場合において、所属長は、事態対処チームからの指導及び助言を得つつ、対処方針及び対処態勢を決定するものとする。

ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

イ 生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。以下同じ。）をする関係にある相手

ウ 配偶者からの暴力を受けた後に、離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と

同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。)をし、又はその婚姻が取り消された場合において当該配偶者であった者

エ 前記イに規定する者からの暴力を受けた後に、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合において、その関係にあった者

- (2) 相談を受理した職員は、速報した後、警視庁生活安全相談取扱要綱（平成12年3月16日通達甲（生. 総. 家相）第3号）に定めるところにより、その相談の内容、経過、措置等を生活安全業務管理システム（生活安全相談、行方不明者、災害行方不明者及び災害身元不明者、被保護者、児童虐待及び要保護児童、少年非行防止並びに少年事件に関する情報を一元的に管理するシステムをいう。以下「生活安全システム」という。）に登録し、同要綱別記様式第1号の「生活安全相談処理簿」を作成した上、所属長に報告するものとする。
- (3) 警察署長（以下「署長」という。）は、相談を受理する場合であって、配偶者等からの暴力を受けた者（以下「被害者」という。）又は関係者（被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）（以下「被害者等」という。）に危害が加えられる危険性及び切迫性を判断するため必要があると認めるとき又は事件化のために擬律判断を的確に行う必要があると認めるときは、生活安全担当課の課員（東京空港警察署及び島部警察署にあつては生活安全を担当する係員。以下「生安課員」という。）及び刑事担当課又は組織犯罪対策担当課（以下「刑組担当課」という。）の課員（東京空港警察署及び島部警察署にあつては刑事又は組織犯罪対策を担当する係員）がともに聴取するものとする。
- (4) 署長は、相談について事件捜査が必要と認めた場合は、生安課員に対し、必要な指示を行い、適正に対処するものとする。この場合において、刑組担当課の事件としての対応が必要と認めるときは、刑組担当課の課員に対しても、事案の対処に当たらせるものとする。

## 2 相談受理時の留意事項

相談の受理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 被害者等の生命身体の保護を最優先に考えること。
- (2) 人権を尊重し、厳正公平かつ親切丁寧に対応するとともに、適切な措置を講ずること。
- (3) 配偶者等からの暴力に係る事案の特性に鑑み、保護、捜査等の過程において、二次的被害のないよう、言動には十分注意するとともに被害者の立場に配慮して対応すること。
- (4) 代理人（被害者が未成年若しくは成年被後見人である場合の法定代理人又は被害者から相談等の委託を受けた者をいう。）又は電話による相談である場合も受理をすること。

- (5) 被害者等の生命身体に危害が及ぶおそれが十分認められる場合については、被害届の提出の有無にかかわらず積極的な事件化を図ること。
- (6) 相談の内容については、保秘に留意すること。
- (7) 避難をし、又は避難をしようとしている被害者に対しては、当該被害者について行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第6条第1項に規定する行方不明者届（以下「行方不明者届」という。）がされた場合に、当該行方不明者届を受理しない援助を行うことができる旨の教示を行うこと。

### 3 相談への対応

- (1) 相談を受理した署長は、その管轄にかかわらず、次の初動措置を講ずるものとする。
  - ア 被害者等の保護、身辺警戒等
  - イ 加害者に対する事情聴取、警告その他必要な調査等
  - ウ その他必要と認められる措置
- (2) 前（1）の署長は、初動措置の実施に当たっては、事案の経過、状況等を考慮し、関係する署長と調整するものとする。

### 4 初動措置実施後の対応に当たる署長の選定

- (1) 前記1の（1）の規定による速報を受けた人身安全対策課長は、事案の経過、状況等を考慮し、前3の（1）に規定する初動措置を実施した後の対応に当たる署長を選定するものとする。
- (2) 初動措置を講ずる署長は、初動措置実施後の対応に当たる署長に確実に引継ぎを行うものとする。

### 5 道府県警察の署長への連絡

相談を受理した所属長は、道府県警察の署長へ連絡する必要を認めた場合は、人身安全対策課長を経由して当該相談の内容等について連絡するものとする。

### 6 通知

所属長は、相談の受理及び処理結果について、生活安全システムにより、人身安全対策課長（ストーカー・DV指導係経由）に通知するものとする。

### 7 対応票の作成

相談を受理した所属長は、相談が配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下同じ。）に係るものである場合は、別記様式第1号の「配偶者からの暴力相談等対応票」（以下「対応票」という。）を作成するものとする。

## 第2 保護対策等

### 1 保護対策

#### (1) 保護対策の実施

ア 被害者の住居地を管轄する警察署（以下「被害者関連警察署」という。）の署長は、被害者に対する危害その他の被害が発生する蓋然性が高いと認める場合は、被害者の身辺、居所等の警戒その他の被害の発生防止のための対策（以下「保護対策」という。）を適切に講ずるものとする。

イ 被害者等の勤務地、関係者の住居地等、被害者の住居地以外に保護対策が必要な関係地がある場合は、被害者関連警察署の署長とは別に人身安全対策課長が保護対策を実施する署長を選定するものとする。この場合において、被害者関連警察署の署長は、選定された署長と必要な連絡を行い、情報の共有化を図るものとする。

ウ 前イの規定により選定された署長は、当該事案について署内での情報共有を徹底し、必要な態勢を構築するものとする。

エ 道府県警察本部長又は道府県警察の署長が受理した相談について、保護対策の依頼を受けた署長は、保護対策上必要な態勢を構築するものとする。

オ 所属長は、道府県警察本部長又は道府県警察の署長に保護対策を依頼する場合は、事態対処チームを経由して依頼するものとする。

#### (2) 保護対策についての留意事項

ア 保護対策を実施する署長は、被害者等が加害者と接触する可能性がある場所等を可能な限り詳細に聴取し、具体的な防犯指導を行うとともに、必要なパトロールを実施するなど、被害者等の安全確保のための保護対策を講ずるものとする。

イ 前アの署長は、加害者の人定等、処理の過程で判明した事項については、管理システムに確実に登録するものとする。

ウ 前記アの署長は、保護対策の実施経過、解除等について、管理システムに登録するものとする。

### 2 援助の措置

#### (1) 援助の申出の受理等

ア 署長又は人身安全対策課長は、法第8条の2に規定する援助の申出（以下「援助の申出」という。）があった場合は、生安課員又は人身安全対策課の職員をして、その受理に当たらせるものとする。

イ 援助の申出については、当該申出をした者（以下「申出人」という。）の住所地を問

わず、受理するものとする。

ウ 署長は、前イの規定により受理した援助の申出について、他の署長又は人身安全対策課長が援助を行うことが適当と認められる場合は、人身安全対策課長（ストーカー・DV規制係経由）に調整を依頼するものとする。この場合において、人身安全対策課長は必要な調整を行い、当該申出に係る事案を引き継ぐものとする。道府県警察本部長又は道府県警察の署長に引き継ぐ場合も同様とする。

エ 署長及び人身安全対策課長は、援助の申出を受けた場合は、別記様式第2号の「援助申出書受理簿（DV）」を作成し、援助の申出の受理について適正に管理するものとする。

## (2) 援助の実施

署長及び人身安全対策課長は、援助の申出が相当であり、次のいずれにも該当しない場合は、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第18号。以下「援助規則」という。）に定める別記様式の「援助申出書」（以下「援助申出書」という。）の提出を受けた上で、援助を行うものとする。ただし、申出人が避難中であるなどの理由により事前に援助申出書を提出することができない場合は、状況に応じて必要な援助を行った上で、速やかに最寄りの署長に対して援助申出書の提出を行うように教示するものとする。

ア 申出人が配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けているとは認められないとき。

イ 援助の申出の内容が、援助規則に定めるものでないとき。

ウ 援助を受けようとする目的が、配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫による被害を自ら防止するためのものでないと認められるとき。

## (3) 援助の措置に当たっての留意事項

ア 申出人が住居地、勤務先その他通常所在する場所（以下「住居等」という。）を秘匿している場合は、配偶者等又は関係者に対し、容易に住居等を特定し、又は推測できるような言動をしないこと。

イ 申出人について、行方不明者発見活動に関する規則第2条第1項に規定する行方不明者として生活安全システムへの登録（以下「行方不明者登録」という。）がされている場合は、行方不明者届を受理した署長に対し、必要書類を送付の上、行方不明者登録の解除の手続を依頼すること。この場合において、依頼を受けた署長は、速やかに行方不明者登録の解除の手続を行うこと。

ウ 配偶者等又は関係者が申出人の所在を探るために申出人と同居している子に係る行方不明者届をしようとするおそれがある場合についても、前ア及びイの規定に準じて対応すること。

#### (4) 援助の措置の実施報告

署長及び人身安全対策課長は、毎月の援助の措置について、実施の有無にかかわらず、別記様式第3号の「援助措置実施状況報告（DV）」により、翌月5日までに生活安全部長（人身安全対策課ストーカー・DV規制係経由）に報告するものとする。

### 第3 保護命令

#### 1 裁判所からの書面提出請求

所属長は、法第14条第2項に規定する裁判所からの書面提出請求を受けた場合は、人身安全対策課長（ストーカー・DV規制係経由）に連絡の上、次により当該裁判所に回答するものとする。

(1) 対応票を作成した所属長は、別記様式第4号の「提出請求回答書」及び該当する対応票により回答すること。

(2) 前(1)の所属長以外の所属長は、提出請求回答書により回答すること。

#### 2 保護命令の通知の受理

人身安全対策課長は、法第10条第1項から第4項及び第10条の2までの規定による命令（以下「保護命令」という。）に係る裁判所からの通知を受理した場合は、別記様式第5号の「保護命令受理簿」を作成するとともに、当該保護命令を申し立てた者（以下「申立人」という。）の住居地を管轄する署長（以下「居所管轄署長」という。）、申立人の勤務地その他通常所在する場所を管轄する署長及び保護命令を受けた配偶者等の住居地を管轄する署長（以下「相手方管轄署長」という。）に対し、当該保護命令に係る内容等を保護命令受理簿の写しにより通知するものとする。

#### 3 保護命令に対する措置

(1) 居所管轄署長は、申立人の意思を確認した上で、次の事項について教示するものとする。

ア 配偶者暴力相談支援センター等関係機関の連絡先

イ 緊急時における警察機関等に対する通報要領及び防犯指導

ウ 転居、勤務先の変更等生活実態が変わる際における連絡担当者への連絡要領

エ 保護命令違反行為が発生した場合における対処要領

オ その他特に必要と認められる事項

(2) 居所管轄署長は、保護命令の有効期間中、定期的に申立人に対する連絡を行うものとする。

る。

- (3) 居所管轄署長は、申立人が前（２）の連絡の中止を申し出た場合は、申出日時、連絡の中止を申し出た理由等を明らかにしておくものとする。

#### 4 保護命令の認識確認等

- (1) 相手方管轄署長又は人身安全対策課長は、保護命令を受けた配偶者等の保護命令の内容等に対する認識状況等の確認を行った上で、保護命令を遵守するように指導又は警告を行うものとする。
- (2) 相手方管轄署長は、前（１）の配偶者等に対して退去命令が出されている場合は、速やかに履行状況の確認を行うものとする。
- (3) 相手方管轄署長又は人身安全対策課長は、前（１）又は（２）の確認を行った場合は、別記様式第６号の「保護命令認識・退去確認表」を作成するものとする。この場合において、相手方管轄署長は、当該保護命令認識・退去確認表を人身安全対策課長（ストーカー・DV規制係経由）に送付するものとする。

#### 5 保護命令違反行為を認知した場合の措置

所属長は、保護命令違反と思量される行為を認知した場合は、人身安全対策課長（事態対処チーム経由）に速報するとともに、次に掲げる点に留意して捜査を行うものとする。

- (1) 加害者に対する保護命令の効力が発生していることの確認
- (2) 保護命令違反の故意の立証
- (3) 保護命令違反の行為の態様
- (4) 保護命令違反行為が子に対する接近禁止命令違反である場合においては、配偶者等の当該子と面接する権利の制限の有無

#### 第４ 適切な機関への引継ぎ

- 1 所属長は、相談の内容から判断して、公的機関等において対応することが適当と認められるものについては、速やかに当該公的機関等に連絡の上、確実に引き継ぐものとする。
- 2 前１の公的機関が東京都女性相談支援センターである場合は、別記様式第７号の「引継書」を作成した上で、引き継ぐものとする。この場合において、当該引継書の写しを作成し、その写しの身柄引受書欄に機関名等の記入を求めるものとする。

## 配偶者からの暴力相談等対応票

その1

受理日時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで		
取扱者	所属 警視庁 警察署 課		
	氏名		
相談等の態様	<input type="checkbox"/> 来署 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
被害者	氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日 年 月 日 ( 歳)		
	※住所		
代理人	氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日 年 月 日 ( 歳)		
	住所		
	被害者との関係 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
加害者	氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日 年 月 日 ( 歳)		
	住所		
	被害者との関係 <input type="checkbox"/> 婚姻の届出をしている者 <input type="checkbox"/> 事実上婚姻関係と同様の事情にある者 <input type="checkbox"/> 生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手 <input type="checkbox"/> 離婚をした者又は婚姻が取り消された者 ( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 事実上婚姻関係と同様の事情にあったが、事実上離婚したと同様の事情に入った者 ( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 生活の本拠を共にする交際をする関係にあったが、当該関係を解消した相手 ( 年 月 日)		

注 被害者欄の住所には、一時避難先等閲覧されることが不適切な場所の住所は記載しないこと。この場合は、生活の本拠としている地（住民票の住所等）を記載し、（避難中）と付記すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。







## 援助申出書受理簿（DV）

年

受理番号	受理月日	申出人氏名	加害者氏名	援助内容
	月 日			1・2・3・4・5・6
	月 日			1・2・3・4・5・6
	月 日			1・2・3・4・5・6
	月 日			1・2・3・4・5・6
	月 日			1・2・3・4・5・6
	月 日			1・2・3・4・5・6
	月 日			1・2・3・4・5・6
	月 日			1・2・3・4・5・6
	月 日			1・2・3・4・5・6
	月 日			1・2・3・4・5・6
	月 日			1・2・3・4・5・6
	月 日			1・2・3・4・5・6
	月 日			1・2・3・4・5・6
	月 日			1・2・3・4・5・6
	月 日			1・2・3・4・5・6

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



年 月 日
地方裁判所 裁判所書記官 殿
長
<b>提出請求回答書</b>
請求のありました件につきましては、下記のとおり回答します。 記
1 書面提出請求日 年 月 日
2 事件名 年（配子）第 号配偶者暴力等に関する保護命令申立事件
3 相談等の日時
4 相談等の場所
5 回答 <input type="checkbox"/> 別添「配偶者からの暴力相談等対応票」のとおり <input type="checkbox"/>
警視庁 警察署 課 係 担当者氏名 電話 F A X

保 護 命 令 受 理 簿

番号		管轄署	
発令日・裁判所	年 月 日		
効力発令年月日時	<input type="checkbox"/> 言渡し <input type="checkbox"/> 送達      年 月 日 時 分 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再度		
有効期間	<input type="checkbox"/> 退去等命令【 年 月 日 まま 】 <input type="checkbox"/> 接近禁止命令【 年 月 日 まま 】 <input type="checkbox"/> 電話等禁止命令【 年 月 日 まま 】 <input type="checkbox"/> 子への接近禁止命令【 年 月 日 まま 】 <input type="checkbox"/> 子への電話等禁止命令【 年 月 日 まま 】 <input type="checkbox"/> 親族等への接近禁止命令【 年 月 日 まま 】		
申立人	氏名 ふりがな		
	生年月日	年 月 日生 ( 歳) 性別	
	住居	管轄署	
	連絡先	電話	携帯
	職業		
	勤務先等	電話	
	所在地	管轄署	
代理人			
加害者	申立人との関係	<input type="checkbox"/> 元 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 内縁 <input type="checkbox"/> 同棲 <small>せい</small>	
	氏名 ふりがな		
	生年月日	年 月 日生 ( 歳) 性別	
	本籍・国籍		
	住居	管轄署	
	連絡先	電話	携帯
	職業		
	勤務先等	電話	
	所在地	管轄署	
特徴等			
代理人			
備考			

注 該当する□に、レ印を付すること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

連 絡 状 況	
月 日	内 容

注 用紙が足りない場合は、適宜追加すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 関係者一覧

1	申出人との関係	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 親族 (続柄: ) <input type="checkbox"/>
	氏名	年 月 日生 ( 歳) 性別
	住居	管轄署
	連絡先	電話 携帯
	職業	
	勤務先等	電話
	所在地	管轄署
参考		
2	申出人との関係	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 親族 (続柄: ) <input type="checkbox"/>
	氏名	年 月 日生 ( 歳) 性別
	住居	管轄署
	連絡先	電話 携帯
	職業	
	勤務先等	電話
	所在地	管轄署
参考		
3	申出人との関係	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 親族 (続柄: ) <input type="checkbox"/>
	氏名	年 月 日生 ( 歳) 性別
	住居	管轄署
	連絡先	電話 携帯
	職業	
	勤務先等	電話
	所在地	管轄署
参考		
4	申出人との関係	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 親族 (続柄: ) <input type="checkbox"/>
	氏名	年 月 日生 ( 歳) 性別
	住居	管轄署
	連絡先	電話 携帯
	職業	
	勤務先等	電話
	所在地	管轄署
参考		

注1 該当する□に、レ印を付すること。  
 2 用紙が足りない場合は、適宜追加すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

### 保 護 命 令 認 識 ・ 退 去 確 認 表

確認者	署 課 係 氏名		
確認日時	年 月 日 ( ) 時 分 から 時 分まで		
確認場所	<input type="checkbox"/> 警察署 <input type="checkbox"/> 加害者の自宅 <input type="checkbox"/> 加害者の勤務先 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
確認方法	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 (架電先 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
加 害 者	氏 <small>ふりがな</small> 名	( 歳)	
	住 居	自宅電話	携帯電話
	特 徴 等 <small>(保護命令受理簿に記載がない場合、面接・聴取により記載)</small>	身長 <small>センチ</small> 位   体重 (体格) <small>キログラム</small> 位   型 眼鏡 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無   頭髪 その他身体特徴 使用車両番号	車名
通知内容	保護命令の内容・期間	<input type="checkbox"/> 言渡し <input type="checkbox"/> 送達 <input type="checkbox"/> 退去等命令 <input type="checkbox"/> 接近禁止命令 <input type="checkbox"/> 電話等禁止命令 <input type="checkbox"/> 子への接近禁止命令 <input type="checkbox"/> 子への電話等禁止命令 <input type="checkbox"/> 親族等への接近禁止命令	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日まで 年 月 日まで 年 月 日まで 年 月 日まで
確 認 内 容	保護命令の認識状況	<input type="checkbox"/> 命令内容を認識しており、命令を遵守するよう指導した。 <input type="checkbox"/> 命令内容を認識していなかったため、内容を説明した上で、命令を遵守するよう指導した。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	保護命令違反の説明状況	<input type="checkbox"/> 命令に違反した場合、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処せられる旨を説明した。	
	確認時の加害者の反応	<input type="checkbox"/> 命令に不服はあるが、命令は遵守する旨を述べた。 <input type="checkbox"/> 命令に納得いかない旨を述べ、反抗的な態度であった。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	確認時の加害者の言動		
退去状況 <small>(退去命令発令時)</small>	<input type="checkbox"/> 既に退去完了と認められた。 <small>(理由: )</small> <input type="checkbox"/> これから退去する予定 (退去する月日 ) <small>(退去先 )</small>		
備 考			

注 該当する□に、レ印を付すること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

東京都女性相談支援センター所長 殿

長

引 継 書

対 象 者	住 居	
	氏 名 <small>ふりがな</small> 生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	職 業	<input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 有職 ( )
発 見 日 時	月 日 午前・後 時 分頃	
発 見 場 所	<input type="checkbox"/> 区市町村 <input type="checkbox"/> 警察署内 ( 交番)	
保 護 の 法 的 根 拠	<input type="checkbox"/> 警職法3条 <input type="checkbox"/> 少年法13条 <input type="checkbox"/> 警察法2条 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 児童福祉法33条	
取 扱 状 況	<p>1 対象者は、上記発見日時場所において</p> <input type="checkbox"/> 相手方からの暴力により避難したい旨を要望した。 <input type="checkbox"/> ( ) <p>2 保護等対象者の状況、言動及び負傷の程度</p> <p>3 行方不明者届の不受理</p> <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合 <input type="checkbox"/> DV防止法8条の2 <input type="checkbox"/> ( )	
連 絡 先	担当者 警察署 課 係 連絡先	

<p>身 柄 引 受 書</p> <p>長殿</p> <p>年 月 日、午 時 分に上記対象者の引継ぎを受けました。</p> <p>機関名</p>
---

注 該当する□に、レ印を付すること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。